

平成26年(東)第4608号,平成27年(東)第2390号

直送済

和解仲介手続申立事件

申立人 長谷川 健一ほか

被申立人 東京電力株式会社

### 平成27年9月16日付「抗議及び申入書」に対する回答

平成27年9月25日

申立人代理人弁護士 河合 弘之 先生  
 海渡 雄一 先生  
 保田 行雄 先生  
 只野 靖 先生

原子力損害賠償紛争解決センター

担当調査官 弁護士 池田 大介 先生

被申立人代理人弁護士 棚 村 友 博



(連絡担当) 同

塚 本 弥 石



頭書事件について、申立人様から提出された平成27年9月16日付け「抗議及び申入書」(以下「本件抗議書」といいます)に対して、以下のとおり回答いたします。

被申立人においては、同一の損害項目のご請求であってもADR手続と直接請求を併行する方針を取っており、その旨を賠償業務の担当者に周知してきたところですが、本件に係る担当者においてはその内容を十分に理解しておらず誤ったご説明をしてしまったものであり、このような事態を招いたことについて、深くお詫び申し上げます。

被申立人といたしましては、社内での周知をしてきたところですが、本件を深く受け止め、広く社内で共有するとともに、同一の損害項目のご請求であってもADR手続と直接請求を併行することを改めて周知いたしました。

併せて、被申立人各部署においてこの点に関する緊急のミーティングを行うとともに、担当者の交代時などにおける不十分な引継が行われることのないよう、新任者研修として、ADR手続と直接請求の併行することを改めて指導してまいります。

なお、今回ご指摘をいただいた担当窓口においては、既に、部署内ミーティングを実施し、ADR手続と直接請求の併行について改めて指導・周知をしております。

申立人様には不快な思いをさせてしまったことについて、重ねてお詫び申し上げますとともに、今後、このようなことがないよう取り組む所存です。

以上、ご回答申し上げます。

以 上